

土壤・地下水汚染調査・対策



三井住建道路株式会社

SUMIKEN MITSUI ROAD Co.,Ltd

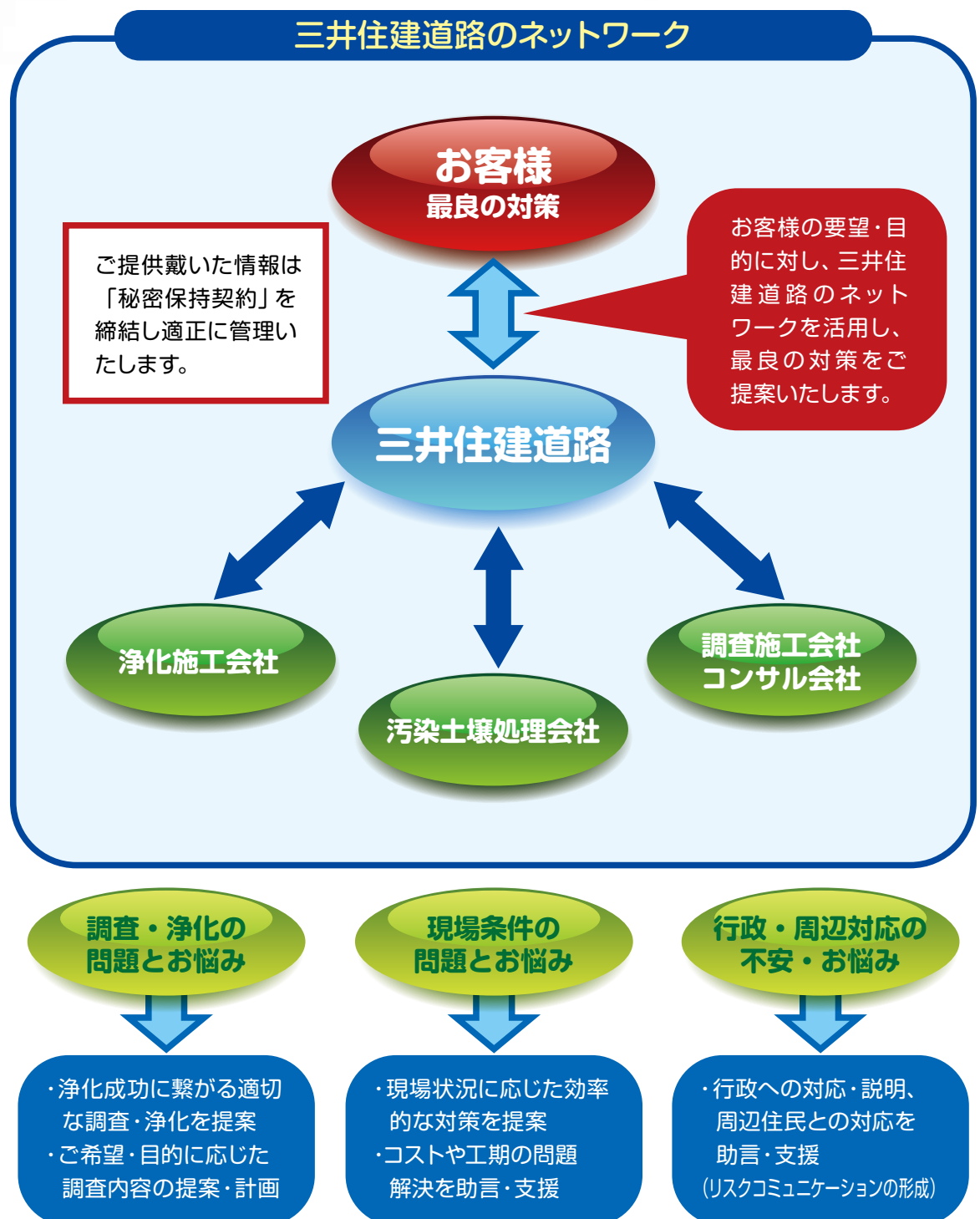
指定調査機関 指定番号 環2013-3-6

[はじめに]

三井住建道路は、土壌・地下水汚染の改善を目指し、土壌汚染調査・対策(汚染土壌の掘削・運搬処分)事業に参入することといたしました。

《お客様に全力でお手伝いいたします》

三井住建道路は、土壌・地下水汚染調査・浄化に関して、弊社の調査・浄化のネットワークを活用しお客様をサポートいたします。



[三井住建道路がご提供する土壤汚染調査]

■お客様の目的に即した調査（何のための調査か）

- ① 有害物質使用特定施設の廃止時（法3条調査）
- ② 3,000㎡以上の土地の形質変更時（法4条調査）
- ③ 知事が土壤汚染による健康被害が生じるおそれがあると認めた場合（法5条調査）
- ④ 自主的な調査（法14条調査）
- ⑤ 土地取引上の調査（デューディリジェンス調査）
- ⑥ 行政報告、住民説明（リスクコミュニケーション）
- ⑦ 予算を考慮した調査提案（年度、区域、汚染物質ごとの分割調査）

上記①～⑦に即した調査計画をご提案いたします。

■調査目的に即した調査報告書の作成

- ① 調査目的に即した調査を実施し、その結果を基に報告書を作成します。
- ② 土地売買の際の信用書類となる報告書を作成します。
- ③ 調査報告書は、その後の対策を決める重要な資料となります。調査結果を基に、当該サイトに適用する「**浄化対策工法の比較表**」を作成します。

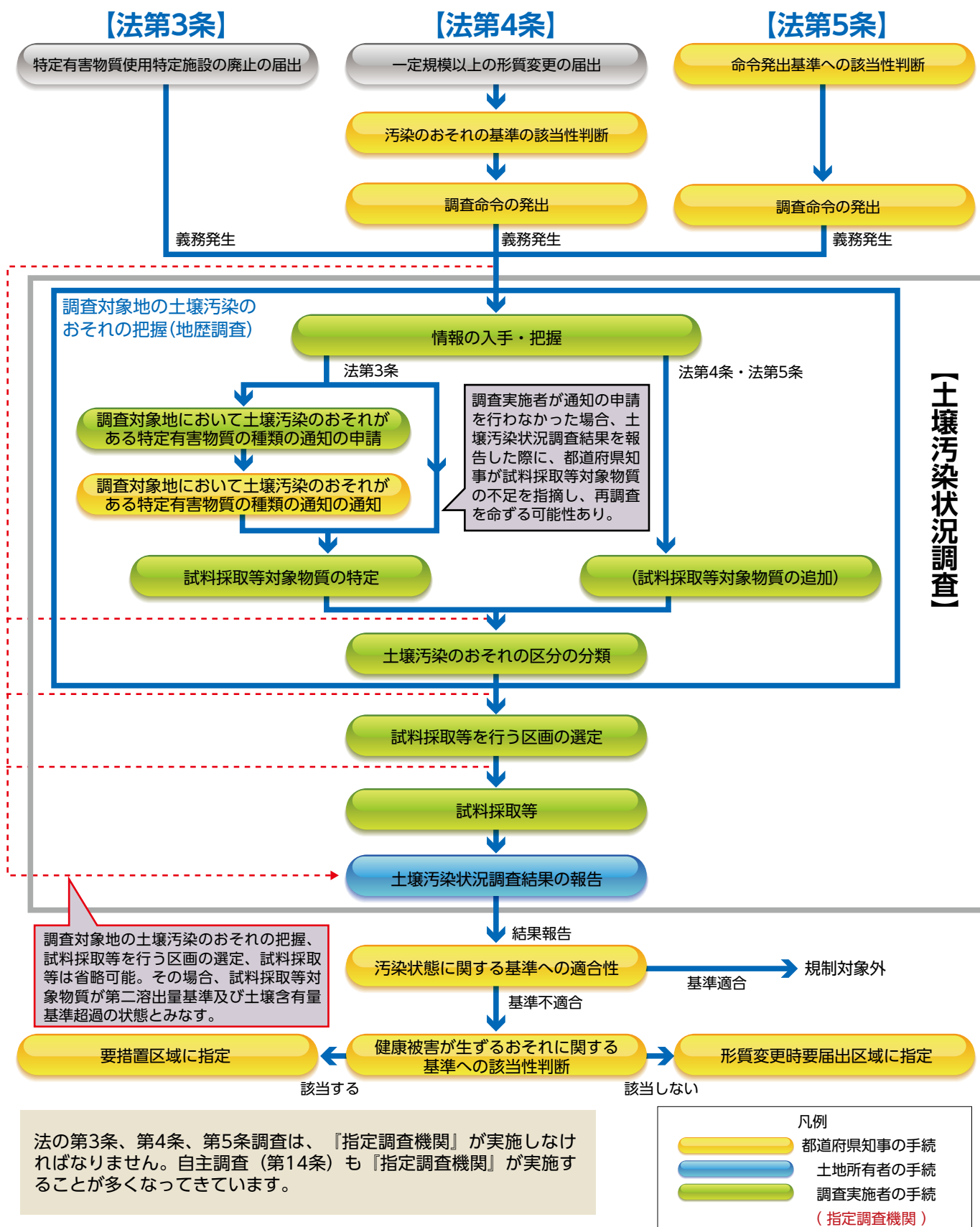
■土壤・地下水汚染調査（実施例）

地歴調査から状況調査及び詳細調査までご要望の調査目的に合わせて計画立案し適切な調査をいたします。



【参考】

土壌汚染対策法に基づく調査フロー



出典：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(改訂第二版)

《お問合せ先》

三井住建道路株式会社 本店営業本部

〒162-0055 東京都新宿区余丁町13番27号
TEL：03-3357-9044 FAX：03-3354-7017